

薬生食輸発0523第1号
令和元年5月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌026)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:平成31年4月18日付け薬生食輸発0418第1号)により通知したところです。

今般、フランス産ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌026が検出され、回収対象製品が日本に輸出されていたことが確認されたことから、同通知中の別添2の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。